

令和4年度 加古川市地域防災計画修正案の概要

資料 2 - 1

1 広域的な避難支援体制の検討

(1) 修正事項

災害が発生するおそれがある段階での広域避難のための見直し

(2) 背景

令和元年台風第 19 号において円滑に広域避難ができなかったことから、災害が発生するおそれがある段階における広域避難等の円滑な実施を確保する観点から、災害対策基本法が一部改正された。

(3) 内容

- ① 災害の予測規模、避難者数等に鑑み、広域避難が必要であると判断した場合、県内他市町への受け入れを直接協議することや、他都道府県市町村への受け入れについて県に他都道府県との協議を求める。
- ② 他の自治体との応援協定の締結や、運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順を定めるよう努める。
- ③ 国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。



2 個別避難計画作成の努力義務化

(1) 修正事項

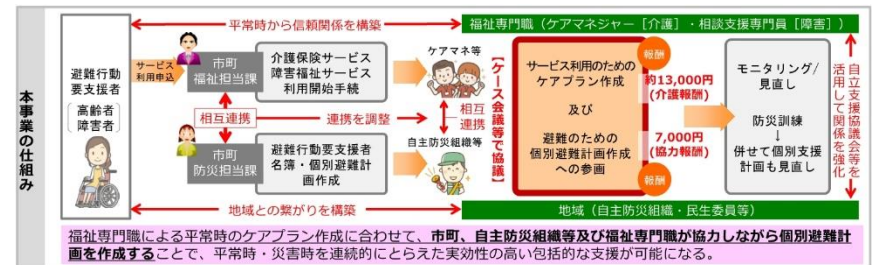
高齢者等の避難にかかる実効性確保のための見直し

(2) 背景

ほぼ全ての市町村で避難行動要支援者名簿の普及が進んだものの、近年の災害においても、高齢者や障がい者等の避難が適切に行われなかった事例があった状況を踏まえ、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、災害対策基本法が一部改正された。

(3) 内容

- ① 避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）の作成が市町村の努力義務となった。
- ② 市町村が個別避難計画作成の主体となり、福祉専門職、民生委員等と連携して、名簿に登録されている避難行動要支援者ごとに、被害の想定や本人の心身の状況など優先度の高い避難行動要支援者について、優先的に個別避難計画を作成するよう努める。
- ③ 優先度については、地域におけるハザードの状況、避難行動要支援者本人の心身の状況、独居等の居住実態等から判断する。



3 その他修正

- ・ 氾濫開始相当水位の追加
- ・ 愛玩動物の収容対策等の追加
- ・ 字句等の整理

加古川市地域防災計画

(風水害対策編)

新旧対照表

令和 4 年度地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表

第 2 編 災害予防計画

項番	変更前	変更後	変更理由
1	【現行 1 7 ～ 1 9 ページ】 第 5 章 活動拠点及び施設、資機材等の整備 第 1 節 （略） 第 2 節 その他防災施設及び資機材等の整備【加古川市】 1 資機材等の充実・点検 （略） 2 防災力の充実 （1）（2） （略） （3） 消防関係 災害予防、被害拡大防止活動の基幹となる消防機関の整備については、特に配慮する必要がある。社会構造の急激な変化に対応し、災害の多様化に対処するため要員充足への努力をはじめ、消防機器の増強と近代化等を積極的に図るものとする。	【修正案】 第 5 章 活動拠点及び施設、資機材等の整備 第 1 節 （略） 第 2 節 その他防災施設及び資機材等の整備【加古川市】 1 資機材等の充実・点検 （略） 2 防災力の充実 （1）（2） （略） （3） 消防関係 災害予防、被害拡大防止活動の基幹となる消防機関の整備については、特に配慮する必要がある。社会構造の急激な変化に対応し、災害の多様化に対処するため要員充足への努力をはじめ、消防機器の増強と高度化等を積極的に図るものとする。	関係機関からの意見に基づく修正
2	【現行 2 1 ページ】 第 7 章 他市との応援協力及び防災関係機関との連携 第 1 節 広域的防災体制の確立【加古川市】 1 相互応援協定の充実（関係部局） （1） （略） （2） 市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 <u>〔新規〕</u> <u>〔新規〕</u> <u>（3）</u> 市は、相互応援体制の実施に備え、受入れ及び応援にともなう活動マニュアルを作成するよう努める。 第 2 節 防災関係機関との連携体制の確立【加古川市】	【修正案】 第 7 章 他市との応援協力及び防災関係機関との連携 第 1 節 広域的防災体制の整備【加古川市】 1 相互応援協定の充実（関係部局） （1） （略） （2） 市は、大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、県と連携し、他の地方公共団体との相互応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者等への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 （3） 市は、県その他防災関係機関と連携し、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。 （4） 市は、県と連携し、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組みを活用した協力体制の活用等も検討する。 （5） 市は、相互応援体制の実施に備え、受入れ及び応援にともなう活動マニュアルを作成するよう努める。 第 2 節 防災関係機関との連携体制の整備【加古川市】	県の地域防災計画に基づく修正

令和 4 年度地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表

3	【現行 2 3～2 7 ページ】 第 9 章 避難収容対策 第 1 節 避難場所・避難誘導体制の整備【防災部、建設部、教育委員会】 1 避難所等の指定（防災部） （略） 2 広域一時滞在 （1） 広域一時滞在の要請 市は、被災した市民を災害から保護し、<u>または居住の場所を確保することが困難なときは、市町等相互応援協定に基づき、当該市町等へ直接、被災者の受け入れを要請する。</u> また、県外市町村に要請する場合は、県と協議のうえ、受け入れに係る協議を求めることとする。 （2） 広域一時滞在の受け入れ 市は、他市町村<u>または県を通じて</u>広域一時滞在の要請を受けた時は、<u>指定避難所</u>において受け入れるものとする。 ただし、可能な限り施設の本来の業務等に支障のない範囲で行うこととする。 また、指定避難所として指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決めておくように努める。 <u>また、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。</u> <u>〔新規〕</u>	【修正案】 第 9 章 避難収容対策 第 1 節 避難場所・避難誘導体制の整備【防災部、建設部、教育委員会】 1 避難所等の指定（防災部） （略） 2 <u>広域避難及び</u>広域一時滞在 （1） <u>広域避難及び</u>広域一時滞在の要請 市は、被災した市民を災害から保護し、<u>又は居住の場所を確保することが困難なときは、市町等相互応援協定に基づき、当該市町等へ直接、被災者の受け入れを要請する。</u> また、県外市町村に要請する場合は、県と協議のうえ、受け入れに係る協議を求めることとする。 （2） <u>広域避難及び</u>広域一時滞在の受け入れ 市は、他市町村<u>又は県を通じて</u><u>広域避難及び</u>広域一時滞在の要請を受けた時は、<u>指定避難所等</u>において受け入れるものとする。 ただし、可能な限り施設の本来の業務等に支障のない範囲で行うこととする。 また、指定避難所として指定する際に併せて<u>広域避難及び</u>広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決めておくように努め、<u>その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについてあらかじめ同意を得るよう努めることとする。</u> <u>3 留意事項</u> <u>（1） 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、外国人等（以下「要配慮者」という。）のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、避難先を適切に確保するよう努める。</u> <u>（2） 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</u> <u>（3） 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</u> <u>（4） 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった要配慮者が福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u> <u>（5） 市は、指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u>	県の地域防災計画に基づく修正
---	---	---	----------------

令和 4 年度地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表

3	<u>3</u> 避難所等の整備 <u>4</u> 避難誘導標識等の整備（防災部） <u>5</u> 避難路の整備（建設部） <u>6</u> 避難誘導體制の確立 <u>7</u> 避難所管理運営体制の整備 第 2 節 （略） 第 3 節 要配慮者等の対策【防災部、福祉部】 災害発生時には、<u>高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等（以下「要配慮者」という。）</u>が犠牲になる場合が多い。 要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者の名簿作成、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の強化を図る。 1 避難行動要支援者名簿 （1） （略） （2） 名簿に記載する事項 <u>・氏名</u> <u>・生年月日</u> <u>・性別</u> <u>・住所または居所</u> <u>・電話番号その他連絡先</u> ・避難支援等を必要とする理由（介護度、障害等級等） ・その他市長が必要と認める事項 （3） 名簿作成に必要な個人情報の収集 <u>名簿の作成上、必要に応じて、市の関係部署で把握している情報を集約する。</u> （4） 名簿の更新 <u>名簿は、少なくとも年 1 回以上は、避難行動要支援者の最新の状況を踏まえて更新を行うこととし、以後、適宜修正を行うなどして、名簿の記載事項が最新の状況を保つよう努める。</u> （5） （略） <u>[新規]</u>	<u>（6） 市は、住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情やほかの避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策等について定めるよう努める。</u> <u>4</u> 避難所等の整備 <u>5</u> 避難誘導標識等の整備（防災部） <u>6</u> 避難路の整備（建設部） <u>7</u> 避難誘導體制の確立 <u>8</u> 避難所管理運営体制の整備 第 2 節 （略） 第 3 節 要配慮者等の対策【防災部、福祉部】 災害発生時には、<u>要配慮者が犠牲になる場合が多い。</u> 要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者の名簿作成、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の強化を図る。 1 避難行動要支援者名簿 （1） （略） （2） 名簿に記載する事項 <u>・氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先</u> ・避難支援等を必要とする理由（介護度、障害等級等） ・その他市長が必要と認める事項 （3） 名簿作成に必要な個人情報の収集 <u>市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する氏名その他の情報を内部で利用する。</u> （4） 名簿の更新 <u>市は、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記載された情報（以下「名簿情報」という。）を適宜更新する。</u> （5） （略） <u>（6） 名簿情報の提供等</u> <u>市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者の同意を得て、名簿情報を提供する。</u> <u>また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施</u>	県の地域防災計画に基づく修正
---	--	---	----------------

令和 4 年度地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表

3	<u>（６） 避難行動要支援者を円滑に避難させるための情報提供</u> 市は、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう第３編第３章「被災者への情報伝達」第１節「災害広報の実施」に準じ、避難行動要支援者の状況に応じて、適切かつ多様な手段を活用して情報伝達を行う。 <u>（７） 避難支援等関係者の安全確保</u> <u>（８） 名簿情報の提供に際しての情報漏えい対策</u> <u>〔新規〕</u>	<u>に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、本人の同意なく名簿情報を提供することができる。</u> <u>（７） 避難行動要支援者が円滑に避難を行うことができるための情報伝達</u> 市は、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう第３編第３章「被災者への情報伝達」第１節「災害広報の実施」に準じ、避難行動要支援者の状況に応じて、適切かつ多様な手段を活用して情報伝達を行う。 <u>（８） 避難支援等関係者の安全確保</u> <u>（９） 名簿情報の提供に際しての情報漏えい対策</u> <u>２ 個別避難計画</u> 市は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなど地域における支援体制の整備に努める。 <u>なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。</u> <u>（１） 個別避難計画の作成方法</u> 個別避難計画の作成にあたっては、地域におけるハザードの状況、避難行動要支援者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を勘案したうえで、優先度の高い者から個別避難計画を作成する。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。 <u>（２） 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲</u> <u>以下の事項をもとに優先度を判断する。</u> ① <u>ハザード状況</u> ② <u>避難行動要支援者本人の心身の状況・情報取得や判断への支援が必要な程度</u> ③ <u>独居等の居住実態、社会的孤立の状況</u> <u>（３） 個別避難計画に記載する事項</u> ・<u>氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先</u> ・<u>避難支援等を必要とする理由（介護度、障害等級等）</u> ・<u>避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者）の氏名又は名称、住所又は居所、電話番号その他の連絡先</u> ・<u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u> ・<u>その他市長が必要と認める事項</u> <u>（４） 個別避難計画作成に必要な個人情報の収集</u> 市は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する氏名その他の情報を内部で利用する。 <u>（５） 個別避難計画の更新</u>	県の地域防災計画に基づく修正 法改正、県の地域防災計画、県の支援指針に基づく修正
---	--	---	--

令和 4 年度地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表

3	2 支援体制の構築 県は、自主防災組織等と連携して個別<u>支援計画</u>の作成に取り組む<u>居宅支援事業者等</u>を支援し、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。また、市町の地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施することとする。 市は、要配慮者に対する避難支援や避難所での支援と配慮すべき事項などの検討を行うとともに、迅速な対応を行うための対象者の把握や地域における協力体制の整備に努める。 また、要配慮者に対応するため、バリアフリー等の機能を有した施設と調整を図り、福祉避難所の拡充に努める。 3 避難情報伝達体制の構築 要配慮者施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう災害情報等の伝達方法を定めるとともに、要配慮者の迅速な避難支援のための情報の住民への周知を図る。 第 4 節 地下空間への対応【防災部、消防本部】 1 危険性の周知・啓発 （略） 2 地下街等の避難体制 （略） 資料：「3－2 2：水防法第 1 5 条第 1 項第 3 号に定める地下街等」	<u>市は、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を適宜更新する。</u> <u>（6） 個別避難計画情報の提供等</u> <u>市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得て、個別避難計画情報を提供する。</u> <u>また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、本人及び避難支援等実施者の同意なく個別避難計画情報を提供することができる。</u> <u>（7） 避難支援等関係者の安全確保</u> <u>避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、避難行動要支援者からの理解を求めるよう努める。</u> <u>（8） 個別避難計画情報の提供に際しての情報漏えい対策</u> <u>平常時において、避難行動要支援者の個別避難計画情報を避難支援等関係者へ提供するにあたっては、本人及び避難支援等実施者の同意を得ることや個別避難計画情報の保管方法など、個人情報の取り扱いについて適切に行わなければならない。</u> 3 支援体制の構築 県は、自主防災組織等と連携して個別<u>避難計画</u>の作成に取り組む<u>居宅介護支援事業者、相談支援事業所等</u>を支援し、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。また、市町の地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施することとする。 市は、要配慮者に対する避難支援や避難所での支援と配慮すべき事項などの検討を行うとともに、迅速な対応を行うための対象者の把握や地域における協力体制の整備に努める。 また、要配慮者に対応するため、バリアフリー等の機能を有した施設と調整を図り、福祉避難所の拡充に努める。 4 情報伝達体制の整備 <u>市は、災害時に迅速・的確に要配慮者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。</u> 要配慮者施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう災害情報等の伝達方法を定めるとともに、要配慮者の迅速な避難支援のための情報の住民への周知を図る。 第 4 節 地下空間への対応【防災部、消防本部】 1 危険性の周知・啓発 （略） 2 地下街等の避難体制 （略） 資料：「3－2 2：水防法第 1 5 条第 1 項第 4 号イに定める地下街等」	法改正、県の地域防災計画、県の支援指針に基づく修正 県の地域防災計画に基づく修正
---	---	---	--

令和 4 年度地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表

4	【現行 3 2 ～ 3 4 ページ】 第 1 2 章 地域における防災力の向上 第 1 節～第 4 節 （略） 第 5 節 地域防災活動の推進 1 市民、自主防災組織、企業は、地域における防災力を高めるため、協働して防災訓練の実施、<u>物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動に努める。</u> <u>また、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として加古川市防災会議に提案することができる。</u>	【修正案】 第 1 2 章 地域における防災力の向上 第 1 節～第 4 節 （略） 第 5 節 地域防災活動の推進 1 市民、自主防災組織、企業は、地域における防災力を高めるため、協働して防災訓練の実施、<u>物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地域の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として加古川市防災会議に提案することができる。</u> <u>加古川市防災会議は、加古川市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、加古川市地域防災計画に地区防災計画を定める。</u> <u>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u>	県の地域防災計画に基づく修正
2	（略）	2 （略）	

令和4年度地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表

第3編 災害応急対策計画

項番	変更前	変更後	変更理由
1	【現行35～46ページ】 第1章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・連絡 I 気象予警報等の収集・連絡 1 気象予警報等の収集・連絡 気象情報等伝達系統図 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路 2 収集・連絡する情報の種類 (1) (略) (2) (略)	【修正案】 第1章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・連絡 I 気象予警報等の収集・連絡 1 気象予警報等の収集・連絡 気象情報等伝達系統図 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路 2 収集・連絡する情報の種類 (1) (略) (2) (略)	関係機関からの意見に基づく修正

令和 4 年度地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表

1	(3)	大雨警報・洪水警報の危険度分布等	(3)	キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	関係機関からの意見に基づく修正																
		警報の危険度分布等の種類と概要		キキクル等の種類と概要																	
		<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr><tr><td>大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。 3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3</td></tr></table>	種 類	概 要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。 3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3		<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命に危険が及ぶ土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr><tr><td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td></tr><tr><td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。 3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：：重大な洪水災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とさ</td></tr></table>	種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命に危険が及ぶ土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。 3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：：重大な洪水災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とさ	
種 類	概 要																				
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																				
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。																				
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。 3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3																				
種 類	概 要																				
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命に危険が及ぶ土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																				
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。																				
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。 3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：：重大な洪水災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とさ																				

令和4年度地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表

1

		に相当。 ・「注意」（黄）： <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</u>
<u>流域雨量指数の予測値</u>		水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 <u>6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。</u>

(4) ～ (5) (略)

(6) 土砂災害警戒情報
大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

(7) 記録的短時間大雨情報
兵庫県内で大雨警報発表中に数年に一度程度（兵庫県南部では、1 時間雨量 110mm）しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

(8) (9) (略)

(10) 河川情報等
① 指定河川の洪水予報
加古川は洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあると認められるときに、「指定河川洪水予報」を国土交通省姫路河川国道事務所と神戸地方気象台が共同で発表する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で

	れる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）： <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</u>
<u>流域雨量指数の予測値</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 <u>6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。</u>

(4) ～ (5) (略)

(6) 土砂災害警戒情報
大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

(7) 記録的短時間大雨情報
大雨警報発表中の二次細分区域（市町）において、キキクルの「非常に危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(8) (9) (略)

(10) 河川情報等
① 指定河川の洪水予報
加古川は洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあると認められるときに、「指定河川洪水予報」を国土交通省姫路河川国道事務所と神戸地方気象台が共同で発表する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であ

関係機関からの意見に基づく修正

令和 4 年度地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表

1

			等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、 <u>命を守るための最善の行動をとる</u> 必要があることを示す警戒レベル5に相当。			
		氾濫危険情報	(略)			
		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。			
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>				
②～③ (略)					②～③ (略)	
(11) 基準地点及び基準水位					(11) 基準地点及び基準水位	
① 洪水予報指定河川					① 洪水予報指定河川	
				単位 m		
河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高
加古川	板波	2.00	3.50	4.20	5.00	6.10
	国包	1.50	2.50	4.30	4.70	6.76
② 水位周知河川				② 水位周知河川		
				単位 m		
河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	堤防高
喜瀬川	住吉橋 (中流)	0.90	1.20	1.40	1.70	3.91
法華山谷川	魚橋 (上流)	2.70	3.10	3.80	3.90	5.32

令和4年度地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表

1	③ 播磨沿岸 単位 m <table><tr><td>河川名</td><td>観測所</td><td>通報潮位</td><td>警戒潮位</td></tr><tr><td rowspan="2">東播磨港</td><td>東二見</td><td>T P +1. 30</td><td>T P +1. 80</td></tr><tr><td>高砂</td><td>T P +1. 20</td><td>T P +1. 70</td></tr></table>	河川名	観測所	通報潮位	警戒潮位	東播磨港	東二見	T P +1. 30	T P +1. 80	高砂	T P +1. 20	T P +1. 70	③ 播磨沿岸 単位 m <table><tr><td>港湾名</td><td>観測所</td><td>通報潮位</td><td>警戒潮位</td><td>高潮特別警戒水位</td></tr><tr><td rowspan="2">東播磨港</td><td>東二見</td><td>T P +1. 30</td><td>T P +1. 80</td><td>T P +2. 30</td></tr><tr><td>高砂</td><td>T P +1. 20</td><td>T P +1. 70</td><td>T P +2. 30</td></tr></table>	港湾名	観測所	通報潮位	警戒潮位	高潮特別警戒水位	東播磨港	東二見	T P +1. 30	T P +1. 80	T P +2. 30	高砂	T P +1. 20	T P +1. 70	T P +2. 30	関係機関からの意見に基づく修正
河川名	観測所	通報潮位	警戒潮位																									
東播磨港	東二見	T P +1. 30	T P +1. 80																									
	高砂	T P +1. 20	T P +1. 70																									
港湾名	観測所	通報潮位	警戒潮位	高潮特別警戒水位																								
東播磨港	東二見	T P +1. 30	T P +1. 80	T P +2. 30																								
	高砂	T P +1. 20	T P +1. 70	T P +2. 30																								
2	【現行 5 0 ページ】 第 2 章 活動体制の確立 第 1 節 組織の設置 1 (略) 2 (略) 3 加古川市災害対策本部 (1) (略) (2) (略) (3) 職務権限の代行 災害発生時において、市長が不在の場合、加古川市副市長事務分担規則（平成 31 年規則第 11 号）第 4 条の例により、副市長がその職務を代行する。	【修正案】 第 2 章 活動体制の確立 第 1 節 組織の設置 1 (略) 2 (略) 3 加古川市災害対策本部 (1) (略) (2) (略) (3) 職務権限の代行 災害発生時において、市長が不在の場合副市長がその職務を代行する。	規則の廃止による修正																									
3	【現行 7 2 ページ】 第 8 章 消防活動 第 1 節 消防活動計画 5 消防機関編成計画 (1) 消防本部 (2) (略) (3) 消防団の編成 消防署（2 署） 分 署（8 分署） 消防団（本部） 消防分団（19 分団） 消防団長 副団長 加古川分団 鳩里分団 氷丘分団 神野分団 野口分団 平岡分団 平岡南分団 尾上分団 別府分団 八幡分団 上荘分団 東神吉分団 西神吉分団 米田分団 志方中分団 志方東分団 志方西分団 女性分団 【修正案】 第 8 章 消防活動 第 1 節 消防活動計画 5 消防機関編成計画 (1) 消防本部 (2) (略) (3) 消防団の編成 消防署（2 署） 分 署（8 分署） 消防団（本部） 消防分団（19 分団） 企業連携消防団員 消防団長 副団長 加古川分団 鳩里分団 氷丘分団 神野分団 野口分団 平岡分団 平岡南分団 尾上分団 別府分団 八幡分団 上荘分団 東神吉分団 西神吉分団 米田分団 志方中分団 志方東分団 志方西分団 女性分団 企業連携消防団員 所管課からの意見に基づく修正																											

令和 4 年度地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表

3	(4) 保有車両										(4) 保有車両										所管課からの意見に基づく修正
消防本部	車 種	台	車 種	台	車 種	台	消防団	車 種	台	消防本部	車 種	台	車 種	台	消防団	車 種	台				
	はしご車	2	小型ポンプ車	10	資材搬送車	2		消防ポンプ自動車	18		はしご車	2	小型ポンプ車	9		資材搬送車	2	消防ポンプ自動車	18		
	タンク車	10	救急車	12	水槽車	1		小型動力ポンプ積載車	18		タンク車	11	救急車	12		水槽車	1	小型動力ポンプ積載車	18		
	指揮車	3	化学車	2	高所活動車	1		指揮広報車	1		指揮車	3	化学車	2		高所活動車	1	指揮広報車	1		
	広報車等	17	救助工作車	2							広報車等	17	救助工作車	2							
計	6 2 台						計	3 7 台						計	3 7 台						
4	【現行 7 5 ～ 8 4 ページ】 第 1 0 章 避難収容活動 第 1 節 避難誘導計画 (略) 第 2 節 指定緊急避難場所・指定避難所開設及び避難所運営計画 1 ～ 4 (略) 〔新規〕										【修正案】 第 1 0 章 避難収容活動 第 1 節 避難誘導計画 (略) 第 2 節 指定緊急避難場所・指定避難所開設及び避難所運営計画 1 ～ 4 (略) 5 広域避難及び広域一時滞在 (1) 県内における広域避難及び広域一時滞在 ① 広域避難又は広域一時滞在を行う必要がある場合 市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受け入れを直接協議する。 また、県に対し、広域避難又は広域一時滞在有の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在有に関する事項について助言を求める。 ② 広域避難又は広域一時滞在有の協議を受けた場合 市は、県内他市町から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。 (2) 県外における広域避難及び広域一時滞在 ① 広域避難又は広域一時滞在有を行う必要がある場合 市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受け入れを協議するよう求める。 なお、実態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。 ② 広域避難又は広域一時滞在有の協議を受けた場合 市は、県から他の都道府県の被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、										県の地域防災計画に基づく修正

令和 4 年度地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表

4

第 3 節 応急住宅対策 (略)

第 4 節 要配慮者への配慮計画 (略)

[新規]

避難所を提供する。

(3) 被災住民に対する情報提供と支援

① 広域避難又は広域一時滞在を行った場合

市は、広域避難又は広域一時滞在を受け入れた市町の協力を得て、広域避難又は広域一時滞在している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制の整備に努める。

② 広域避難又は広域一時滞在を受け入れた場合

被災市町とともに、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供する体制の整備に努める。

第 3 節 応急住宅対策 (略)

第 4 節 要配慮者への配慮計画 (略)

第 5 節 愛玩動物の収容対策等の実施

実施担当		実 施 内 容
災害対策本部	環境部	1 動物救援本部への支援
		2 愛玩動物の避難所における飼養管理等
獣医師会 動物愛護団体		1 動物救援本部の設置
兵庫県		1 動物救援本部への支援
		2 愛玩動物の収容対策等にかかる指導・助言

1 実施機関

獣医師会、動物愛護団体は、兵庫県と締結する「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策等を実施する。

2 愛玩動物の収容対策等の実施

(1) 動物救援本部は、次の事項を実施する。

① 飼養されている動物に対する餌の配布

② 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡

③ 放浪動物の収容・保管・譲渡

④ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡

⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供

⑥ 動物に関する相談の実施等

(2) 市は、県と連携し、次の事項について動物救援本部を支援する。

① 被災動物救護体制の整備

② 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供

③ 動物の応急保護収容施設設置のための調整等

(3) 市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。

県の地域防災計画に基づく修正

令和 4 年度地域防災計画（風水害対策編） 新旧対照表

4		<u>（４） 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあって、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。</u>	県の地域防災計画に基づく修正																												
5	【現行 9 0 ～ 9 4 ページ】 第 1 2 章 飲料水及び生活必需品の調達、供給活動 第 1 節 食料の供給計画 1 ～ 3 （略） 4 食料の調達 （１） 米穀 小規模の災害は、卸売業者並びに市内の小売業者から調達するものとする。 また、災害の状況により業者の所有のみでは配給が困難な場合は、県を通じて政府所有米穀の引渡要請を農林水産省<u>政策統括官</u>に行うものとする。なお、この場合、県と連絡がつかないときは、農林水産省<u>政策統括官</u>に直接要請し、要請後、速やかに県へその旨、報告するものとする。	【修正案】 第 1 2 章 飲料水及び生活必需品の調達、供給活動 第 1 節 食料の供給計画 1 ～ 3 （略） 4 食料の調達 （１） 米穀 小規模の災害は、卸売業者並びに市内の小売業者から調達するものとする。 また、災害の状況により業者の所有のみでは配給が困難な場合は、県を通じて政府所有米穀の引渡要請を農林水産省<u>農産局長</u>に行うものとする。なお、この場合、県と連絡がつかないときは、農林水産省<u>農産局長</u>に直接要請し、要請後、速やかに県へその旨、報告するものとする。	県の地域防災計画に基づく修正																												
6	【現行 9 5 ～ 1 0 2 ページ】 第 1 3 章 遺体対応、保健衛生及び感染症対策 第 1 節 遺体の収容・処置の実施 <table><tr><td colspan="2">実施担当</td><td>実 施 内 容</td></tr><tr><td rowspan="2">災害 対策 本部</td><td>避難支援班</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>救護部</u></td><td>1 身元不明遺体に関すること</td></tr><tr><td colspan="2">加古川警察署 加古川海上保安署</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（一社）加古川医師会</td><td>（略）</td></tr></table> 1 （略） 2 遺体の収容・安置 （１） （略） （２） 遺体収容の方法 ①～② （略） ③ 一定期間後、なお引取人がいないときは行旅死亡人として取り扱うこととし、避難支援班は、<u>救護部</u>へ連絡するとともに火葬許可書<u>の交付を受ける</u>。	実施担当		実 施 内 容	災害 対策 本部	避難支援班	（略）	<u>救護部</u>	1 身元不明遺体に関すること	加古川警察署 加古川海上保安署		（略）	（一社）加古川医師会		（略）	【修正案】 第 1 3 章 遺体対応、保健衛生及び感染症対策 第 1 節 遺体の収容・処置の実施 <table><tr><td colspan="2">実施担当</td><td>実 施 内 容</td></tr><tr><td rowspan="2">災害 対策 本部</td><td>避難支援班</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>援護部</u></td><td>1 身元不明遺体に関すること</td></tr><tr><td colspan="2">加古川警察署 加古川海上保安署</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（一社）加古川医師会</td><td>（略）</td></tr></table> 1 （略） 2 遺体の収容・安置 （１） （略） （２） 遺体収容の方法 ①～② （略） ③ 一定期間後、なお引取人がいないときは行旅死亡人として取り扱うこととし、避難支援班は、<u>援護部</u>へ連絡するとともに火葬許可書<u>を交付する</u>。	実施担当		実 施 内 容	災害 対策 本部	避難支援班	（略）	<u>援護部</u>	1 身元不明遺体に関すること	加古川警察署 加古川海上保安署		（略）	（一社）加古川医師会		（略）	担当部局等の修正
実施担当		実 施 内 容																													
災害 対策 本部	避難支援班	（略）																													
	<u>救護部</u>	1 身元不明遺体に関すること																													
加古川警察署 加古川海上保安署		（略）																													
（一社）加古川医師会		（略）																													
実施担当		実 施 内 容																													
災害 対策 本部	避難支援班	（略）																													
	<u>援護部</u>	1 身元不明遺体に関すること																													
加古川警察署 加古川海上保安署		（略）																													
（一社）加古川医師会		（略）																													

加古川市地域防災計画

(地震対策編)

新旧対照表

令和 4 年度地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

第 2 編 災害予防計画

項番	変更前	変更後	変更理由
1	【現行 1 8 ～ 2 0 ページ】 第 6 章 活動拠点及び施設、資機材等の整備 第 1 節 （略） 害対策本部の設置場所である市庁舎が被災し、本部が設置できない事態が想定 第 2 節 その他防災施設及び資機材等の整備【加古川市】 1 資機材等の充実・点検 （略） 2 防災力の充実 （１）（２） （略） （３） 消防関係 災害予防、被害拡大防止活動の基幹となる消防機関の整備については、特に配慮する必要がある。社会構造の急激な変化に対応し、災害の多様化に対処するため要員充足への努力をはじめ、消防機器の増強と<u>近代化</u>、消防水利の拡充及び装備の改善等を積極的に図るものとする。 ① 要員充足への努力 消防力の要となる要員の充足については、年次計画の中で国が示す整備指針に向け努力する。 ② （略） ③ 消防水利の整備 <u>消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示）を充足するため消防水利の増設を促進する。</u> <u>また、地震に備え耐震性防火水槽の整備を推進する。</u>	【修正案】 第 6 章 活動拠点及び施設、資機材等の整備 第 1 節 （略） 第 2 節 その他防災施設及び資機材等の整備【加古川市】 1 資機材等の充実・点検 （略） 2 防災力の充実 （１）（２） （略） （３） 消防関係 災害予防、被害拡大防止活動の基幹となる消防機関の整備については、特に配慮する必要がある。社会構造の急激な変化に対応し、災害の多様化に対処するため要員充足への努力をはじめ、消防機器の増強と<u>高度化</u>、消防水利の拡充及び装備の改善等を積極的に図るものとする。 ① 要員充足への努力 消防力の要となる要員の充足については、年次計画の中で国が示す整備指針に向け努力する。 ② （略） ③ 消防水利の整備 <u>加古川市消防水利整備計画に基づき、消防水利の整備促進を図る。</u>	関係機関からの意見に基づく修正
2	【現行 2 2 ページ】 第 8 章 他市との応援協力及び防災関係機関との連携 第 1 節 広域的防災体制の確立【加古川市】 <u>新旧対照表（風水害対策編） P 1 項番 2 と同様</u> 第 2 節 防災関係機関との連携体制の<u>確立</u>【加古川市】	【修正案】 第 8 章 他市との応援協力及び防災関係機関との連携 第 1 節 広域的防災体制の確立【加古川市】 <u>新旧対照表（風水害対策編） P 1 項番 2 と同様に修正</u> 第 2 節 防災関係機関との連携体制の<u>整備</u>【加古川市】	県の地域防災計画に基づく修正
3	【現行 2 5 ～ 2 9 ページ】 第 1 0 章 避難収容対策 第 1 節 避難場所・避難誘導体制の整備【防災部、建設部、教育委員会】 <u>新旧対照表（風水害対策編） P 2 項番 3 と同様</u> 第 2 節 （略） 第 3 節 要配慮者等の対策【防災部、福祉部】 <u>新旧対照表（風水害対策編） P 3 項番 3 と同様</u>	【修正案】 第 1 0 章 避難収容対策 第 1 節 避難場所・避難誘導体制の整備【防災部、建設部、教育委員会】 <u>新旧対照表（風水害対策編） P 2 項番 3 と同様に修正</u> 第 2 節 （略） 第 3 節 要配慮者等の対策【防災部、福祉部】 <u>新旧対照表（風水害対策編） P 3 項番 3 と同様に修正</u>	法改正、県の地域防災計画、県の支援指針に基づく修正

令和 4 年度地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

3	【現行 3 4 ～ 3 6 ページ】 第 1 3 章 地域における防災力の向上 第 1 節～第 4 節 （略） 第 5 節 地域防災活動の推進 新旧対照表（風水害対策編） P 6 項番 4 と同様	【修正案】 第 1 3 章 地域における防災力の向上 第 1 節～第 4 節 （略） 第 5 節 地域防災活動の推進 新旧対照表（風水害対策編） P 6 項番 4 と同様に修正	県の地域防災計画に基づく修正
---	--	--	----------------

第 3 編 災害応急対策計画

項番	変更前	変更後	変更理由
1	【現行 3 7 ～ 4 6 ページ】 第 1 章 情報の収集・伝達 第 1 節 災害情報の収集・連絡 I 地震情報等の収集・連絡 1 情報の収集・連絡系統 （１）（２） （略） （３）神戸地方気象台は、気象庁本庁・大阪管区気象台から発表される地震及び津波に関する情報について、内容が県内の一般公衆の利便を増進すると判断した場合に <u>情報</u> を作成・発表する。	【修正案】 第 1 章 情報の収集・伝達 第 1 節 災害情報の収集・連絡 I 地震情報等の収集・連絡 1 情報の収集・連絡系統 （１）（２） （略） （３）神戸地方気象台は、気象庁本庁・大阪管区気象台から発表される地震及び津波に関する情報について、内容が県内の一般公衆の利便を増進すると判断した場合に <u>解説資料</u> を作成・発表する。	関係機関からの意見に基づく修正
2	【現行 4 9 ページ】 第 2 章 活動体制の確立 第 1 節 組織の設置 新旧対照表（風水害対策編） P11 項番 2 と同様	【修正案】 第 2 章 活動体制の確立 第 1 節 組織の設置 新旧対照表（風水害対策編） P11 項番 2 と同様に修正	規則の廃止による修正
3	【現行 6 9 ～ 7 0 ページ】 第 7 章 消防活動 第 1 節 消防活動計画 新旧対照表（風水害対策編） P11 項番 3 と同様	【修正案】 第 7 章 消防活動 第 1 節 消防活動計画 新旧対照表（風水害対策編） P11 項番 3 と同様に修正	関係機関からの意見に基づく修正
4	【現行 7 3 ～ 8 2 ページ】 第 9 章 避難収容活動 第 1 節 （略） 第 2 節 指定緊急避難場所・指定避難所開設及び避難所運営計画 新旧対照表（風水害対策編） P12 項番 4 と同様 第 3 節 （略） 第 4 節 （略） [新規] 新旧対照表（風水害対策編） P13 項番 4 と同様	【修正案】 第 9 章 避難収容活動 第 1 節 （略） 第 2 節 指定緊急避難場所・指定避難所開設及び避難所運営計画 新旧対照表（風水害対策編） P12 項番 4 と同様に修正 第 3 節 （略） 第 4 節 （略） 第 5 節 <u>愛玩動物の収容対策等の実施</u> 新旧対照表（風水害対策編） P13 項番 4 と同様に修正	県の地域防災計画に基づく修正

令和 4 年度地域防災計画（地震対策編） 新旧対照表

5	【現行 8 7 ～ 8 8 ページ】 第 1 1 章 飲料水及び生活必需品の調達、供給活動 第 1 節 食料の供給計画 新旧対照表（風水害対策編） P14 項番 5 と同様	【修正案】 第 1 1 章 飲料水及び生活必需品の調達、供給活動 第 1 節 食料の供給計画 新旧対照表（風水害対策編） P14 項番 5 と同様に修正	県の地域防災計画に基づく修正
6	【現行 9 2 ～ 9 3 ページ】 第 1 2 章 遺体対応、保健衛生及び感染症対策 第 1 節 遺体の収容・処置の実施 新旧対照表（風水害対策編） P14 項番 6 と同様	【修正案】 第 1 2 章 遺体対応、保健衛生及び感染症対策 第 1 節 遺体の収容・処置の実施 新旧対照表（風水害対策編） P14 項番 6 と同様に修正	担当部局の修正

加古川市地域防災計画

(資 料 編)

修正箇所一覧

令和 4 年度地域防災計画（資料編）

修正箇所一覧

項番	現行ページ	修正案ページ	資料番号	資料名	変更理由（内容）
1	3	3	1－1	加古川市防災会議委員名簿	委員の異動
2	6～10	6～10	1－4	加古川市災害対策本部設置要綱	人事異動及び機構改革に伴う役職名、班編成、課名、事務分掌等の修正
3	17～20	17～20	1－7	令和4年度加古川市自主防災組織補助金要綱	代理申請を容認及び防災活動に関する補助について申請の上限回数を削除など
4	43～45	43～45	2－1	関係機関電話番号	電話番号等の修正
5	46～49	46～49	2－2	避難指示等の判断基準	避難情報に関するガイドラインの改定に伴う判断基準等の変更
6	95	95	3－4	東播磨海岸保全施設一覧	操作者の修正
7	108	108	3－13	通信施設一覧	所管部署の修正
8	110	110	3－15	備蓄品一覧表	現在の状況に修正
9	111～115	111～115	3－16	市内医療機関一覧表	医療機関の追加、修正等
10	116～119	116～119	3－17	指定緊急避難場所、指定避難所一覧	施設の移転に伴う住所及び収容人数の修正
11	120	120	3－18	輸送協力事業者一覧表	現況に合わせ修正（隻数の変更）
12	121～122	121～122	3－19	市保有車両一覧表	現況に合わせ修正（車両台数の内訳）
13	123	123	3－20	消火剤資材の備蓄状況	現況に合わせ修正（消火剤の数量）及び調達先一覧の削除
14	124～126	124～126	3－21	要配慮者施設一覧表	現況に合わせ修正（施設の追加、削除）
15	144	144	4－5	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定 連絡体系図	最新の協定に修正
16	157	157	4－9	兵庫県水道災害相互応援体制組織図	最新の協定に修正
17	202	202	4－29	福祉避難所一覧	協定を締結した施設を追加